

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯・鋼板  
に対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和7年10月3日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会特殊関税部会  
財務省関税局

# 大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯・鋼板の概要

## 貨物の概要

- 名称：溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板（以下「溶融亜鉛めっき鋼板類」という）
- 輸入統計品目番号：  
7210.49-090、7212.30-000、7225.92-990及び7226.99-900（RCEP：無税）  
（注）これらの番号に該当する全ての物品が対象となるとは限らない。
- 特徴：鉄等の薄板製品等の表面に高温で溶かした亜鉛をめっきした鋼帯及び鋼板
- 主な用途：ガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品等

（外観）



鋼帯



鋼板

（用途例）



ガードレール



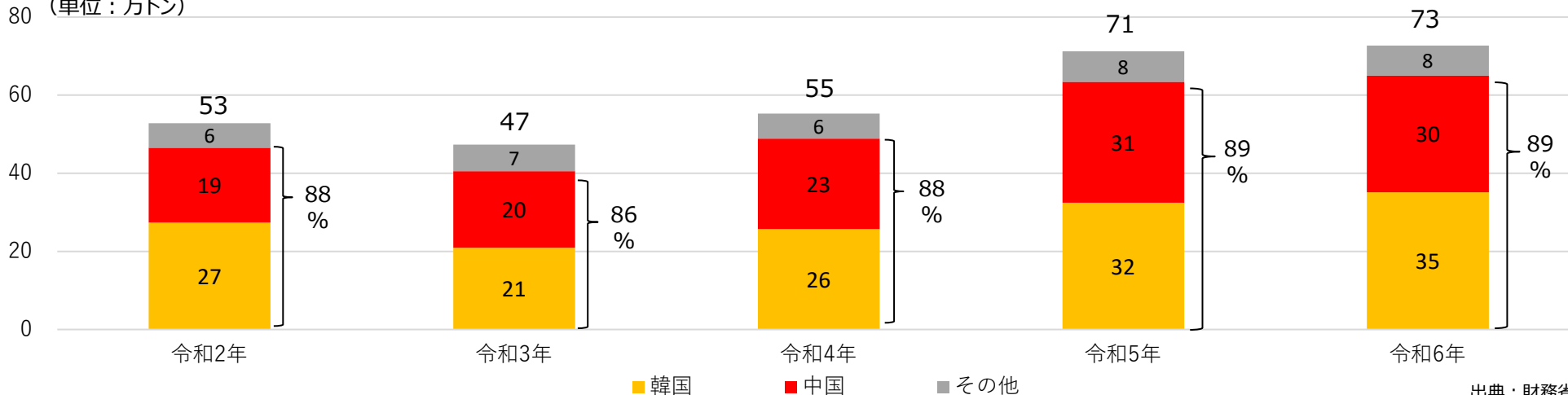
冷蔵庫

（出典：申請者提供資料及び申請者HP）

## 輸入状況

### 過去5年間の輸入量の推移

（単位：万トン）



出典：財務省貿易統計

# 調査開始の概要

- 本年4月28日、申請者（日本製鉄株式会社、日鉄鋼板株式会社、株式会社神戸製鋼所及び株式会社淀川製鋼所）が大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（以下「中国」という。）産の溶融亜鉛めっき鋼板類に対する**不当廉売関税の課税を求める**申請書を提出。

## 申請の概要

### 不当廉売された貨物の輸入の事実

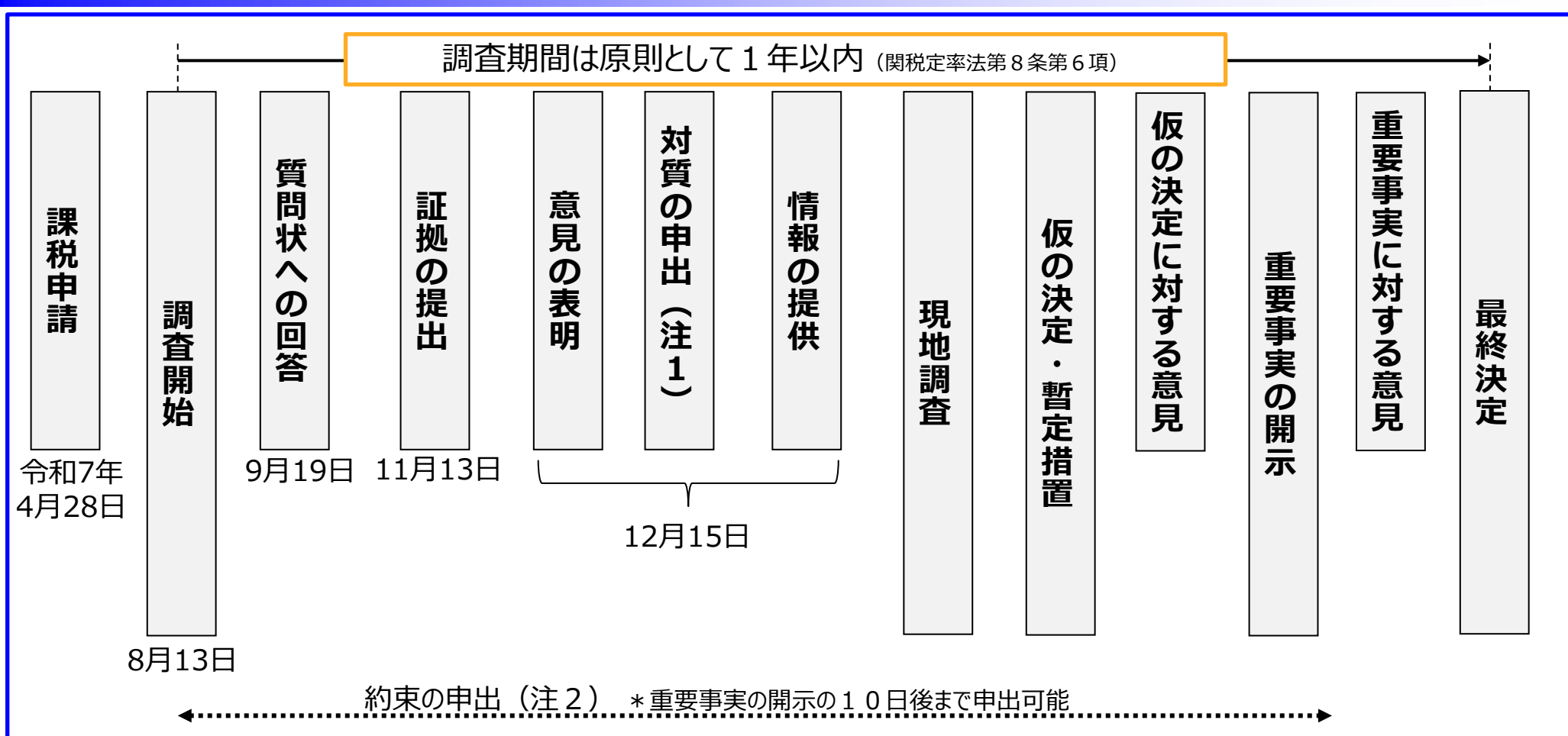
- 韓国及び中国産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、その不当廉売差額率は、韓国産が10%～20%、中国産が30%～40%の間となる。  
(参考) 不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

### 本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- 不当廉売された韓国及び中国産の溶融亜鉛めっき鋼板類の輸入量が増加する一方で、本邦産品の国内販売量及び市場占拠率は減少している。
- 韓国及び中国産の溶融亜鉛めっき鋼板類の国内販売価格は、本邦産品の販売価格を大幅に下回っているため、本邦産品は、輸入品を引合いに値下げを要求されたり、コスト上昇に応じた値上げを拒否された結果、販売価格の引下げを余儀なくされている。
- これらの結果として、本邦の産業は営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じている。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年8月13日に調査を開始

# 調査手続の流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。